

令和3年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

1 事業

(1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金を支払う。

共済見舞金 会員が交通事故による災害で受傷した場合

- ・実入通院日数により算定し2万円～100万円
(人身事故扱いの事故証明書によらない場合は上限5万5千円、死亡50万円
ただし、救急搬送証明書の添付により死亡は100万円)

障がい見舞金 会員が交通事故による災害が原因で身体障がい1～3級、 精神障がい1級に認定された場合

- ・20万円～40万円(人身事故扱いの事故証明書によらない場合は半額。ただし、
救急搬送証明書の添付により満額となり、また、この事故に伴う共済見舞金も満額)

遺児見舞金 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする18歳に達する 日以後の最初の3月31日までの遺児がある場合

- ・遺児1人につき30万円

(2) 加入促進

ア 広報

(ア) チラシ配布

令和3年度会員の加入促進のため、各世帯1枚、子ども1人につき1枚のチラシを家庭または学校等に配布する。

(イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。
加入募集時期(2月～3月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な加入促進をねらう。

(ウ) 新聞折込

加入募集時期に、信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、長野日報に1回(3月頃)チラシを折り込む。

(エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。